

平成22年地方公務員給与実態調査結果の概要
(平成22年4月1日現在)

平成22年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 : 宮本・野上

電話 : 03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代) (内線 23245、23252)

FAX : 03-5253-5553

○団体区分別ラスパイレス指数

区 分	S49.4.1	H21.4.1	H22. 4. 1	増 減	
				S49 → H22	H21 → H22
全地方公共 団体平均	110.6	98.5	98.8	△ 11.8	0.3
都道府県	111.3	98.7	98.9	△ 12.4	0.2
指定都市	116.1	101.4	101.5	△ 14.6	0.1
市	113.8	98.4	98.8	△ 15.0	0.4
町 村	99.2	94.6	95.1	△ 4.1	0.5
特別区	—	101.3	100.8	—	△ 0.5

※ 昭和49年の全地方公共団体平均（110.6）は、過去最高値

※ 昭和49年4月1日現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

（参考） 団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数

区 分	H21.4.1	H22. 4. 1	増 減
			H21 → H22
全地方公共団体平均	98.5	98.6	0.1
都道府県	98.2	98.3	0.1
指定都市	101.3	101.4	0.1
市	98.8	98.8	0.0
町 村	95.1	95.4	0.3
特別区	100.4	99.9	△ 0.5

（注） 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較している。

2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、支給率のみで国と比較している。

<参考>

○ **最高値** 105.1 横浜市 （平成21年 105.4 東京都府中市）

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数最高値 112.0 千葉県君津市

○ **最低値** 71.4 大分県^{ひめしまむら}姫島村 （平成21年 68.8 北海道夕張市）

○ ラスパイレス指数は1, 797団体中1, 480団体（82.4%）が100未満である。

資料編

1 ラスパイレス指数の状況

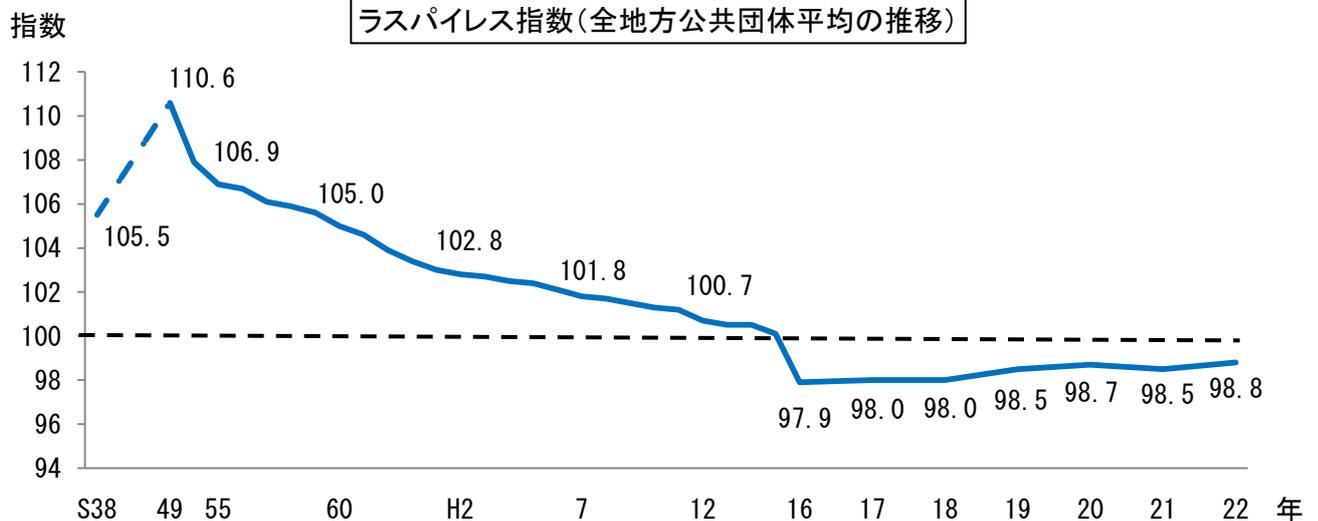
(1) 団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 2.4.1	H 12.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	増 減	
						S49→H22	H21→H22
全地方公共 団体平均	110.6	102.8	100.7	98.5	98.8	△ 11.8	0.3
都道府県	111.3	104.1	101.9	98.7	98.9	△ 12.4	0.2
指定都市	116.1	107.0	104.1	101.4	101.5	△ 14.6	0.1
市	113.8	104.5	101.7	98.4	98.8	△ 15.0	0.4
町 村	99.2	96.5	96.2	94.6	95.1	△ 4.1	0.5
特別区	—	106.6	102.6	101.3	100.8	—	△ 0.5

※ S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値

※ S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。



(参考)団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数(一般行政職)

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	増 減	
						H18→H22	H21→H22
全地方公共 団体平均	98.8	99.0	99.1	98.5	98.6	△ 0.2	0.1
都道府県	99.5	99.7	99.1	98.2	98.3	△ 1.2	0.1
指定都市	100.0	101.1	101.6	101.3	101.4	1.4	0.1
市	98.9	99.0	99.0	98.8	98.8	△ 0.1	0.0
町 村	94.3	94.6	94.8	95.1	95.4	1.1	0.3
特別区	100.5	101.0	100.5	100.4	99.9	△ 0.6	△ 0.5

(注)平成17年度以前は地域手当制度なし。

(2) 分布状況の推移

<第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)>

区 分	S 49.4.1	H 2.4.1	H 12.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	増 減	
						S49→H22	H21→H22
105以上	1,367	364	44	1	1 (0.1%)	△ 1,366	0
100以上105未満	628	784	793	275	316 (17.6%)	※1 △ 335	41
100未満	1,321	2,167	2,462	1,571	1,480 (82.4%)	159	△ 91
内 訳	95以上 100未満		1,135	1,459	878 (48.9%)	※2	17
	90以上 95未満	1,321	696	803	483 (26.9%)	159	△ 68
	90未満		336	200	119 (6.6%)		△ 40
合 計	3,316	3,315	3,299	1,847	1,797 (100.0%)	△ 1,542	△ 50

※1 S49.4.1及びS49→H22の増減には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H22の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 全地方公共団体の地域手当補正後ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)

区 分	H 18.4.1	H 19.4.1	H 20.4.1	H 21.4.1	H 22.4.1	増 減	
						H18→H22	H21→H22
105以上	86	82	59	40	32 (1.8%)	△ 54	△ 8
100以上105未満	264	283	296	313	280 (15.6%)	16	△ 33
100未満	1,540	1,509	1,503	1,494	1,485 (82.6%)	△ 55	△ 9
内 訳	95以上 100未満	700	721	765	876 (48.7%)	176	84
	90以上 95未満	615	582	563	486 (27.0%)	△ 129	△ 60
	90未満	225	206	175	123 (6.3%)	△ 102	△ 33
合 計	1,890	1,874	1,858	1,847	1,797 (100.0%)	△ 93	△ 50

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況

<第3表 都道府県のラスパイレス指数>

都道府県名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
静岡県	103.8	1	103.8	1
埼玉県	103.1	2	102.8	3
東京都	103.1	2	103.6	2
千葉県	102.8	4	100.9	11
福岡県	102.5	5	102.3	4
秋田県	102.4	6	98.4	26
三重県	101.9	7	101.5	6
群馬県	101.8	8	101.7	5
広島県	101.7	9	97.5	33
茨城県	101.1	10	101.4	7
大分県	101.1	10	101.0	10
長崎県	101.0	12	101.2	9
滋賀県	100.7	13	100.3	15
青森県	100.6	14	100.8	12
新潟県	100.6	14	100.8	12
愛媛県	100.4	16	98.1	29
福井県	100.3	17	100.2	18
山形県	100.1	18	100.4	14
神奈川県	100.1	18	100.2	18
奈良県	100.1	18	100.3	15
石川県	100.0	21	100.3	15
和歌山県	100.0	21	99.1	22
福島県	99.7	23	99.2	21
京都府	99.3	24	100.0	20

都道府県名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
高知県	99.3	24	97.3	34
富山県	99.2	26	98.7	24
宮城県	99.1	27	97.2	36
愛知県	98.9	28	97.7	32
宮崎県	98.8	29	98.4	26
兵庫県	98.2	30	98.5	25
長野県	98.1	31	98.9	23
熊本県	98.1	31	98.0	31
山梨県	97.9	33	98.1	29
岩手県	97.8	34	98.4	26
山口県	97.5	35	97.3	34
香川県	97.0	36	96.9	37
栃木県	96.6	37	101.4	7
佐賀県	96.5	38	95.8	39
沖縄県	96.2	39	96.0	38
鳥取県	94.8	40	95.3	41
鹿児島県	94.3	41	94.7	42
島根県	93.2	42	93.1	43
徳島県	92.9	43	92.7	45
北海道	92.8	44	92.8	44
岐阜県	92.8	44	95.7	40
大阪府	92.7	46	92.2	46
岡山県	92.0	47	91.9	47

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況

<第4表 指定都市のラスパイレス指数>

指定都市名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
横浜市	105.1	1	104.6	1
川崎市	103.9	2	103.2	3
静岡市	103.8	3	103.0	4
名古屋市	103.8	3	103.9	2
北九州市	103.4	5	102.9	6
仙台市	102.4	6	102.4	7
福岡市	102.3	7	102.3	8
神戸市	101.7	8	100.8	14
さいたま市	101.6	9	101.4	11
千葉市	101.2	10	103.0	4

指定都市名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
岡山市	101.1	11	101.7	9
広島市	101.1	11	101.7	9
相模原市	100.9	13	100.4	-
札幌市	100.6	14	101.0	13
京都市	100.0	15	101.4	11
大阪市	99.3	16	98.4	15
新潟市	98.8	17	98.2	17
浜松市	98.4	18	98.4	15
堺市	98.4	18	98.0	18

注:相模原市は、平成22年4月1日に中核市から指定都市となった。

(5) 中核市(全40市)のラスパイレス指数の状況

<第5表 中核市(全40市)のラスパイレス指数>

中核市名	H22		H21	
	指 数	高い順	指 数	高い順
西 宮 市	103.9	1	104.7	1
船 橋 市	103.7	2	104.2	2
郡 山 市	103.0	3	102.4	3
大 分 市	102.9	4	101.9	6
豊 田 市	102.6	5	101.9	6
宇 都 宮 市	102.3	6	101.8	9
宮 崎 市	102.0	7	101.6	11
下 関 市	101.9	8	102.1	5
熊 本 市	101.9	8	102.2	4
大 津 市	101.8	10	101.9	6
鹿 児 島 市	101.7	11	101.4	14
岡 崎 市	101.5	12	101.2	17
倉 敷 市	101.5	12	100.6	23
高 松 市	101.5	12	101.1	18
い わ き 市	101.4	15	101.1	18
尼 崎 市	101.4	15	101.5	12
秋 田 市	101.3	17	100.9	20
柏 市	101.3	17	101.4	14
姫 路 市	101.2	19	101.5	12
川 越 市	101.0	20	100.8	21

中核市名	H22		H21	
	指 数	高い順	指 数	高い順
東 大 阪 市	100.7	21	101.3	16
福 山 市	100.7	21	100.3	25
久 留 米 市	100.6	23	100.7	22
長 崎 市	100.5	24	101.7	10
金 沢 市	100.2	25	100.2	27
豊 橋 市	100.2	25	99.4	33
青 森 市	100.1	27	100.3	25
富 山 市	100.1	27	99.3	35
岐 阜 市	100.1	27	99.2	37
高 槻 市	100.1	27	99.6	31
和 歌 山 市	100.1	27	98.9	38
松 山 市	100.0	32	99.7	29
盛 岡 市	99.8	33	99.7	29
長 野 市	99.7	34	100.1	28
横 須 賀 市	99.3	35	99.6	31
旭 川 市	99.0	36	96.7	40
前 橋 市	99.0	36	99.4	33
函 館 市	98.3	38	98.0	39
高 知 市	96.9	39	99.3	35
奈 良 市	96.4	40	95.7	41

注：相模原市は、平成22年4月1日に中核市から指定都市となった。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,691団体）のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

団体名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
兵庫県 芦屋市	104.3	1	103.5	11
神奈川県 藤沢市	104.1	2	103.8	9
千葉県 市川市	104.0	3	103.6	10
福島県 桑折町	103.9	4	102.9	23
埼玉県 熊谷市	103.9	4	101.2	101
福島県 福島市	103.8	6	103.3	14
千葉県 松戸市	103.8	6	102.9	23
千葉県 市原市	103.8	6	103.2	17
千葉県 成田市	103.7	9	103.3	14
千葉県 君津市	103.7	9	102.3	40
長崎県 時津町	103.7	9	101.8	57
千葉県 袖ヶ浦市	103.6	12	102.4	37
埼玉県 川口市	103.4	13	102.9	23
愛知県 東海市	103.4	13	99.2	298
兵庫県 伊丹市	103.3	15	102.6	34
東京都 昭島市	103.2	16	103.0	21
東京都 国立市	103.2	16	103.1	20
埼玉県 桶川市	103.1	18	103.0	21
千葉県 佐倉市	103.1	18	102.8	28
東京都 立川市	103.1	18	103.4	12
東京都 小金井市	103.1	18	104.0	6
千葉県 東金市	103.0	22	99.8	225
東京都 町田市	103.0	22	103.3	14
東京都 小平市	103.0	22	102.1	46
東京都 狛江市	103.0	22	102.8	28
埼玉県 戸田市	102.9	26	102.7	30
東京都 武蔵野市	102.9	26	104.3	4

団体名	H22		H21	
	指数	高い順	指数	高い順
静岡県 沼津市	102.9	26	102.3	40
北海道 置戸町	102.8	29	101.4	80
千葉県 八千代市	102.8	29	101.3	93
神奈川県 葉山町	102.8	29	104.4	3
広島県 竹原市	102.8	29	102.1	46
東京都 稲城市	102.7	33	102.7	30
埼玉県 和光市	102.6	34	103.2	17
東京都 三鷹市	102.6	34	103.2	17
東京都 福生市	102.6	34	101.6	70
神奈川県 鎌倉市	102.6	34	102.1	46
千葉県 我孫子市	102.5	38	104.2	5
千葉県 神崎町	102.5	38	102.0	53
千葉県 大網白里町	102.5	38	102.3	40
神奈川県 茅ヶ崎市	102.5	38	101.7	62
埼玉県 所沢市	102.4	42	102.1	46
静岡県 裾野市	102.4	42	102.3	40
宮崎県 日向市	102.4	42	101.9	54
埼玉県 上尾市	102.3	45	101.5	74
神奈川県 平塚市	102.3	45	102.9	23
長崎県 五島市	102.3	45	101.8	57
大分県 玖珠町	102.3	45	97.4	592
栃木県 芳賀町	102.2	49	101.3	93
埼玉県 入間市	102.2	49	101.0	114
千葉県 浦安市	102.2	49	101.5	74
東京都 府中市	102.2	49	105.4	1
東京都 調布市	102.2	49	104.7	2
兵庫県 川西市	102.2	49	100.5	164
福岡県 水巻町	102.2	49	101.5	74

(下位団体)

団体名		H22		H21	
		指数	低い順	指数	低い順
大分県	姫島村	71.4	1	73.7	2
北海道	留萌市	74.8	2	74.5	3
北海道	夕張市	74.9	3	68.8	1
新潟県	粟島浦村	76.1	4	75.4	4
奈良県	上牧町	80.4	5	80.5	9
青森県	大鱒町	80.8	6	80.7	10
沖縄県	多良間村	81.6	7	80.3	8
石川県	宝達志水町	82.5	8	81.8	12
奈良県	上北山村	83.0	9	82.2	15
石川県	中能登町	83.2	10	82.3	16
石川県	穴水町	83.3	11	81.8	12
愛媛県	上島町	83.3	11	82.1	14
鹿児島県	与論町	83.3	11	82.3	16
北海道	由仁町	83.5	14	85.4	29
東京都	御蔵島村	83.7	15	86.4	44
福井県	池田町	83.7	15	85.6	32
北海道	上砂川町	84.0	17	78.8	5
島根県	海士町	84.5	18	84.5	23
京都府	笠置町	84.7	19	83.6	21
沖縄県	粟国村	84.9	20	85.9	38
青森県	黒石市	85.0	21	84.8	24
沖縄県	東村	85.1	22	84.1	22
埼玉県	皆野町	85.2	23	81.4	11
岐阜県	東白川村	85.3	24	86.7	48
沖縄県	渡名喜村	85.3	24	83.0	20

団体名		H22		H21	
		指数	低い順	指数	低い順
長野県	王滝村	85.6	26	82.6	18
奈良県	下北山村	85.6	26	85.9	38
愛媛県	久万高原町	85.7	28	86.1	41
鹿児島県	伊仙町	85.7	28	84.8	24
北海道	洞爺湖町	85.8	30	92.1	332
沖縄県	伊平屋村	85.9	31	85.8	34
秋田県	五城目町	86.1	32	85.4	29
愛知県	東栄町	86.1	32	86.0	40
秋田県	井川町	86.3	34	87.9	70
岩手県	藤沢町	86.4	35	82.9	19
愛媛県	愛南町	86.4	35	85.8	34
長野県	泰阜村	86.5	37	85.7	33
北海道	歌志内市	86.6	38	79.6	7
岩手県	普代村	86.6	38	87.3	53
奈良県	天川村	86.7	40	87.5	58
沖縄県	北大東村	86.7	40	88.1	75
長野県	南相木村	87.0	42	88.1	75
沖縄県	座間味村	87.1	43	79.3	6
青森県	新郷村	87.2	44	88.8	107
鹿児島県	徳之島町	87.2	44	85.8	34
宮城県	加美町	87.3	46	87.3	53
熊本県	産山村	87.3	46	85.3	28
岐阜県	池田町	87.5	48	89.6	138
岡山県	西粟倉村	87.5	48	89.7	145
北海道	芦別市	87.6	50	87.3	53
愛媛県	伊方町	87.6	50	86.4	44

2 平均給与月額

<第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体、上段H22・下段括弧書きH21)>

(単位:歳・円)

職種区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	国家公務員			
						平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	42.9 (43.1)	343,335 (346,719)	83,892 (85,582)	427,227 (432,301)	385,573 (389,618)	42.2 (41.9)	340,005 (340,071)	408,496 (406,463)	
主な内訳	一般行政職	43.5 (43.6)	337,049 (340,830)	80,967 (82,717)	418,016 (423,547)	380,703 (385,510)	41.9 (41.5)	325,579 (325,521)	395,666 (391,770)
	技能労務職	47.5 (47.3)	319,174 (319,982)	61,432 (61,131)	380,606 (381,113)	357,334 (358,347)	49.3 (49.2)	284,514 (285,548)	322,291 (322,737)
	高等学校教育職	44.9 (44.8)	387,189 (391,014)	64,697 (68,048)	451,886 (459,062)	425,869 (430,111)	—	—	—
	小・中学校教育職	43.9 (43.9)	372,202 (375,768)	56,346 (59,613)	428,548 (435,381)	409,305 (413,208)	—	—	—
	警察職	39.7 (40.0)	325,926 (330,043)	143,157 (144,541)	469,083 (474,584)	371,475 (375,813)	41.3 (41.5)	318,139 (322,231)	369,610 (372,706)

(注)1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含むものであり、「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない)。

2 「平均給与月額」とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、「平均給与月額(国ベース)」とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

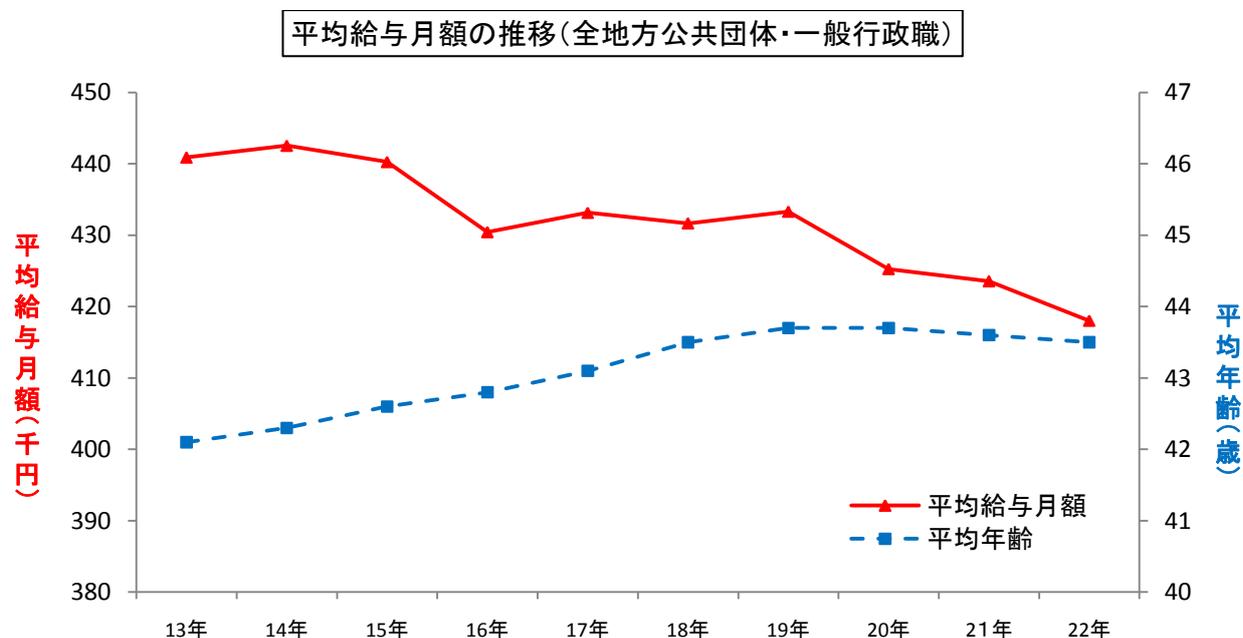
4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

<第8表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H22)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全地方公共団体	43.5	337,049	80,967	418,016	380,703
都道府県	43.7	339,950	84,297	424,247	381,330
指定都市	42.9	342,961	118,182	461,143	407,196
市	43.4	336,703	74,185	410,888	377,467
町村	43.3	322,645	45,447	368,092	351,095
特別区	43.6	340,173	122,095	462,268	418,038
国	41.9	325,579	—	—	395,666

(注) 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国ベース)は、第7表に同じ。
2 国の欄は、行政職俸給表(一)の数値である。



3 特殊勤務手当

<第9表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

団体区分	H12		H21		H22		H21 → H22		H12 → H22	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団	(百万円) 19,242	(円) 6,011	(百万円) 15,227	(円) 5,330	(百万円) 15,264	(円) 5,419	(百万円) 37	(円) 89	(百万円) △ 3,978	(円) △ 592
都道府県	7,169	4,301	6,839	4,423	6,804	4,448	△ 35	25	△ 365	147
指定都市	3,147	12,883	1,157	4,725	1,130	4,632	△ 27	△ 93	△ 2,017	△ 8,251
市	5,445	7,631	5,240	6,997	5,337	7,230	97	233	△ 108	△ 401
町 村	1,322	3,623	597	3,829	594	4,060	△ 3	231	△ 728	437
特別区	322	3,941	72	1,122	69	1,082	△ 3	△ 40	△ 253	△ 2,859

<第10表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移>

職種区分	H12		H21		H22		H21→H22	H12→H22
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,201,055	(円) 6,011	(人) 2,856,845	(円) 5,330	(人) 2,816,694	(円) 5,419	(円) 89	(円) △ 592
一 般 行 政 職	991,485	1,204	864,974	474	850,929	461	△ 13	△ 743
医師・歯科医師職	24,211	165,994	15,250	207,812	13,750	217,573	9,761	51,579
看護・保健職	161,364	17,223	111,834	13,717	103,550	13,391	△ 326	△ 3,832
消 防 職	151,690	8,580	155,988	5,753	156,410	5,788	35	△ 2,792
警 察 職	230,602	10,548	252,845	9,251	253,510	9,080	△ 171	△ 1,468

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など

<参考 1>

地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出している。

【算出方法】 地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

(例)

A市

ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：3%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

A市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) = \boxed{98.0}$

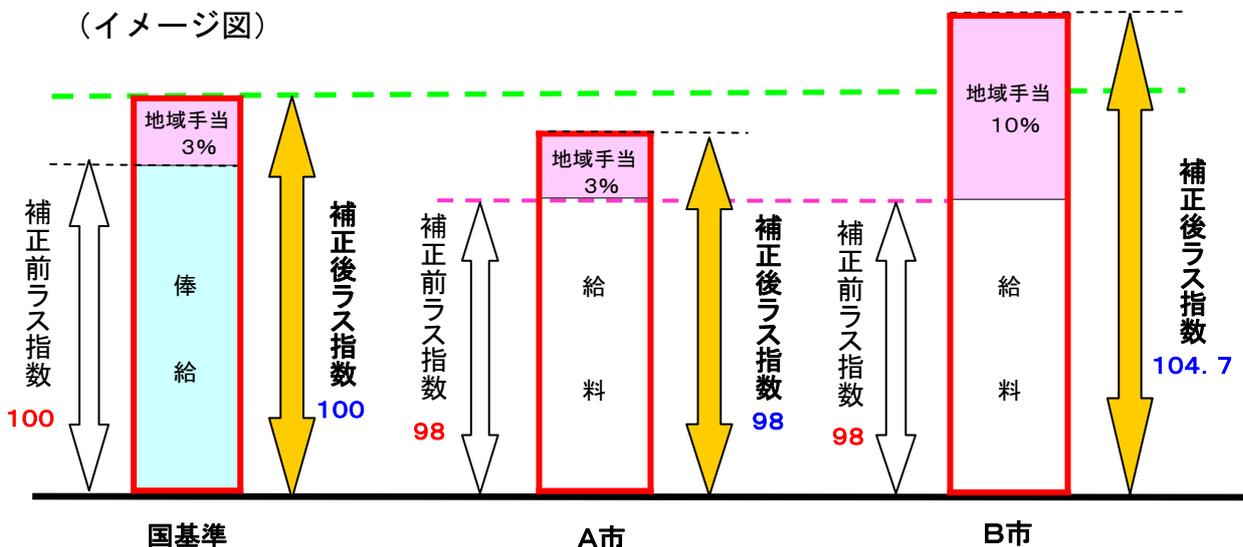
B市

ラスパイレス指数：98.0
 地域手当支給率：10%
 国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

B市の地域手当補正後ラスパイレス指数
 $= 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) = \boxed{104.7}$

→ ラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

(イメージ図)

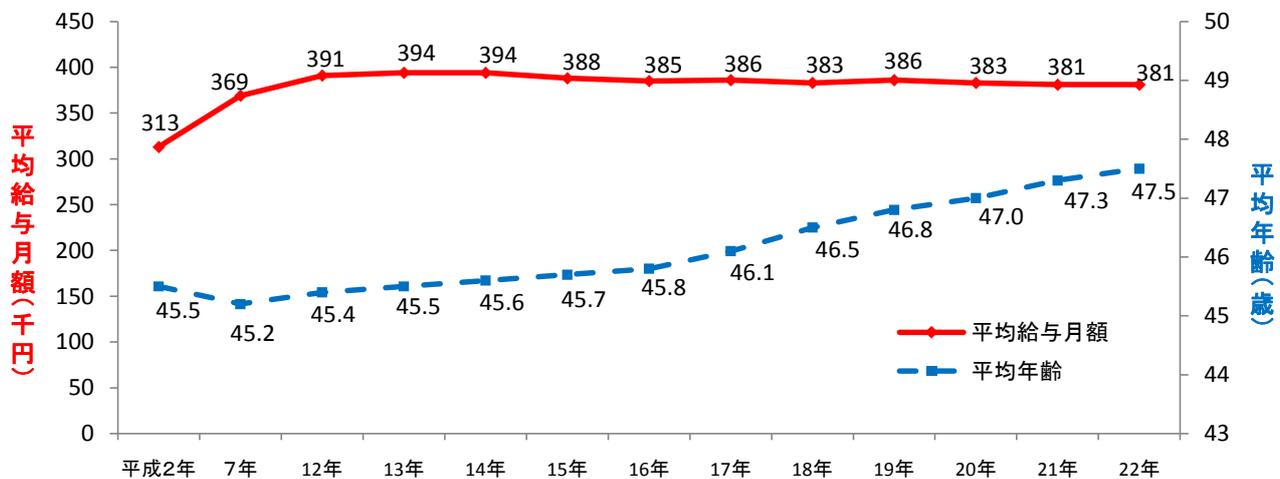


<参考2>

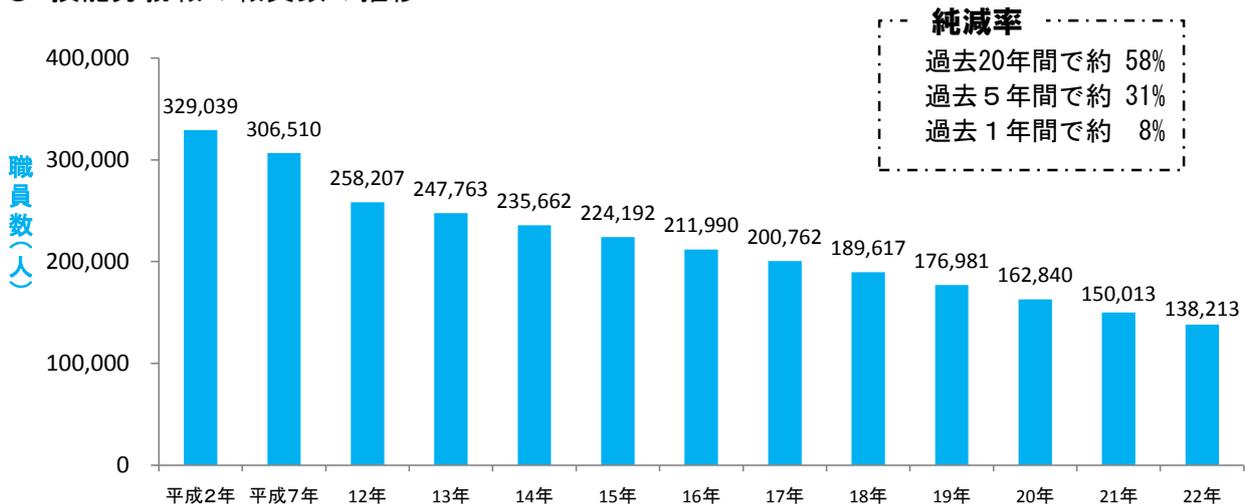
平均給与月額及び平均給料月額(技能労務職)

○ 平均給与月額		
<平均給与月額(国ベース)>		
<u>357,334円</u>	(平均年齢 47.5歳)	〔対前年比 $\Delta 1,013$ 円 (年齢 +0.2歳) 対国家公務員(行(二)) +35,043円 (年齢 $\Delta 1.8$ 歳)〕
<平均給与月額(全手当含む)>		
<u>380,606円</u>	〔対前年比 $\Delta 507$ 円〕	
○ 平均給料月額		
<u>319,174円</u>	〔対前年比 $\Delta 808$ 円 対国家公務員(行(二)) +34,660円〕	
(参考) 職員数		
<u>138,213人</u>	〔対前年比 $\Delta 11,800$ 人〕	
※ 技能労務職には、清掃職員等国の行政職俸給表(二)には無い職種があることに留意が必要。		

○ 技能労務職の平均給与月額・平均年齢の推移



○ 技能労務職の職員数の推移



<参考3>

給与制度・運用の適正化状況

平成21年度において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ243団体、また諸手当や退職手当の適正化を行った団体は延べ1,206団体であった。

○ 平成21年度における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	初任給基準 の 是 正	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	1	0	0	1
指定都市	1	1	0	0	2
市 区	20	49	39	19	127
町 村	8	54	30	21	113
計	29	105	69	40	243

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	16	23	7	10	56	57
指定都市	9	3	6	3	21	23
市 区	115	296	73	83	567	694
町 村	47	394	46	75	562	675
計	187	716	132	171	1,206	1,449

(注) 合計の団体数は、延べ数である。

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況① (平成22年4月1日現在)

全地方公共団体の約6割の団体(1,059団体/1,797団体、58.9%)が、
独自に給料や手当の削減措置を実施し、年額約2,200億円を削減

○都道府県・指定都市における一般職の給料(本給)削減の状況

削減率の区分	給料(本給)削減を実施している団体(削減率)
8%~	北海道(9~7.5%) 群馬県(8~2%) 岐阜県(14~6%) 大阪府(14~3.5%) 島根県(10~6%) 岡山県(10~7%) 徳島県(10~7%) 鹿児島県(10~5%) 千葉市(9~1%)
5%~8%未満	青森県(5~3%) 岩手県(6~2%) 福島県(5%) 茨城県(5~3%) 栃木県(5%) 神奈川県(6~3%) 山梨県(6~2%) 滋賀県(6~1.5%) 兵庫県(7~2.5%) 山口県(6~2%) 愛媛県(6~0.5%) 佐賀県(6~3.5%) 熊本県(7~3%) 大阪市(5.7~3.7%) 京都市(5~1.8%)
3%~5%未満	宮城県(3.8%) 富山県(4~1%) 愛知県(3%) 奈良県(4~1.2%) 香川県(4.7~2.8%) 沖縄県(3%)
2%~3%未満	京都府(2%) 和歌山県(2%) 広島県(2%)

地方公共団体における独自の給与削減措置の状況② (平成22年4月1日現在)

- 何らかの給与削減を実施している団体は、1,059団体(58.9%)
- 一般職の給与削減を実施している団体は、627団体(34.9%)
- 一般職の給料(本給)削減を実施している団体は、260団体(14.5%)

1-1 給与(給料(本給)、諸手当)削減団体内訳

区分	団体数				全団体数 (B)	A/B(%)
	両方	一般職のみ	特別職のみ	計(A)		
都道府県	36	0	6	42	47	89.4
指定都市	6	0	7	13	19	68.4
市区町村	496	89	419	1,004	1,731	58.0
計	538	89	432	1,059	1,797	58.9

1-2 一般職給与削減団体の内訳

区分	給料(本給)削減 (C)	C/B(%)	手当のみ削減 (D)	D/B(%)	一般職削減団体 (C)+(D) (E)	E/B(%)
都道府県	30	63.8	6	12.8	36	76.6
指定都市	4	21.1	2	10.5	6	31.6
市区町村	226	13.1	359	20.7	585	33.8
計	260	14.5	367	20.4	627	34.9

※「給料(本給)削減(C)」の団体数は、給料(本給)のみ削減実施団体、給料(本給)及び手当の削減実施団体の合計

- 全体の削減影響額は、約2,200億円(2,188億円)

2 削減影響額

	削減影響額(億円)		
	一般職	特別職	計
都道府県	1,829	4	1,834
指定都市	69	1	71
市区町村	248	36	284
計	2,146	42	2,188

地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

「わたり」の制度のある団体（平成22年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 151団体（8.4%）

〔対前年度比：▲70団体〕

区 分	平成21年 4月1日時点	平成22年 4月1日時点	H22-H21	区分別 団体数
全 団 体	221団体 (12.0%)	151団体 (8.4%)	▲70団体	1,797団体 [1,847団体]
都道府県	3団体 (6.4%)	2団体 (4.3%)	▲1団体	47団体 ["]
指定都市	1団体 (5.6%)	1団体 (5.3%)	増減なし	19団体 [18団体]
市	127団体 (16.6%)	106団体 (13.8%)	▲21団体	767団体 [765団体]
町 村	90団体 (9.1%)	42団体 (4.5%)	▲48団体	941団体 [994団体]
特別区	0団体 (0.0%)	0団体 (0.0%)	増減なし	23団体 ["]

※1 都道府県・指定都市については、上記の他、「わたり」に係る課題のある団体（団体側は「わたり」でないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。）が、5団体ある。

2 割合は、各年の区分別団体数に対するものである。

3 区分別団体数の上段は平成22年4月1日時点の団体数であり、下段の〔 〕書きは平成21年4月1日時点の団体数である。

【参考】 「わたり」の該当基準

次の①又は②のいずれかにより給与を支給すること。

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- ②の具体の該当基準については、少なくとも、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。
- (1) 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合
例) 主査(3～5級)が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
 - (2) 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
 - (3) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合
例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け
国の主任に相当する職を4級以上に格付け
国の係長に相当する職を5級以上に格付け
国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
 - (4) 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

総務省は、引き続き、「わたり」の制度のある地方公共団体に対して適正化を求めるとともに、各地方公共団体に対し、職員の給与について情報公開を徹底するよう助言。

地方公務員給与の「わたり」に係る都道府県・指定都市の状況

平成22年4月1日現在

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
北海道	△	指導主任4～5級（国係長3～4級）	—
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県			
山形県			
福島県		「わたり」の制度を廃止	▲ 675
茨城県			
栃木県			
群馬県			
埼玉県	△	5級主査（国主査4級まで）	—
千葉県	○	主査を5級に格付け（928人）	2
東京都			
神奈川県			
新潟県			
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県			

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
三重県			
滋賀県			
京都府			
大阪府	○	主査を5級に格付け（1,892人）	▲ 72
兵庫県			
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			
島根県			
岡山県			
広島県			
山口県			
徳島県			
香川県			
愛媛県			
高知県			
福岡県			
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県			
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県			

【都道府県計】

- 「わたり」の制度のある団体 2団体（2, 820人）〔対前年度比 ▲1団体（▲745人）〕
- △ 「わたり」に係る課題のある団体 2団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕
- ※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体（▲675人）

団体名	わたりの有無	内容（人数）	対前年度比（人）
札幌市			
仙台市			
さいたま市			
千葉市			
横浜市	△	係員級の給料月額の高水準が国の課長補佐級と同程度	—
川崎市			
相模原市			
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市	△	係長級の給料月額の高水準が国の課長補佐級を1割程度超過	—
京都市			
大阪市	△	係員級の給料月額の高水準が国の課長補佐級と同程度 課長補佐級の給料月額の高水準が国の課長補佐級を1割以上超過	—
堺市			
神戸市			
岡山市	○	主任等を4級に格付け（4級 877人） 主査等を5級に格付け（5級 372人） 全ての課長補佐を6級（困難課長補佐）に格付け（6級 329人） 全ての課長を7級（困難課長）に格付け（7級 222人） 全ての審議監を8級（困難審議監）に格付け（8級 77人）	1,877人 ▲18
広島市			
北九州市			
福岡市			

【指定都市 計】

- 「わたり」の制度のある団体 1団体（1,877人）〔対前年度比 増減なし（▲18人）〕
△ 「わたり」に係る課題のある団体 3団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕

【都道府県・指定都市 合計】

- 「わたり」の制度のある団体 3団体（4,697人）〔対前年度比 ▲1団体（▲763人）〕
△ 「わたり」に係る課題のある団体 5団体（—人）〔対前年度比 増減なし〕

※ 「わたり」の制度を廃止した団体 1団体（▲675人）

地方公務員給与の「わたり」に係る市区町村の状況

平成22年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	22	429	室蘭市、苫小牧市、千歳市、深川市、登別市、松前町、知内町、木古内町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、黒松内町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、音威子府村、興部町、芽室町、中標津町、羅臼町	▲ 11	▲ 130
青森県	0	0		—	—
岩手県	0	0		—	—
宮城県	0	0		—	—
秋田県	0	0		—	—
山形県	2	75	鶴岡市、酒田市	0	16
福島県	0	0		▲ 1	▲ 354
茨城県	5	65	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、高萩市、美浦村	5	65
栃木県	0	0		—	—
群馬県	0	0		▲ 1	▲ 163
埼玉県	6	1,527	川越市、草加市、越谷市、鳩ヶ谷市、三芳町、滑川町	1	▲ 127
千葉県	3	183	浦安市、袖ヶ浦市、大多喜町	3	183
東京都 (市町村)	5	179	青梅市、府中市、町田市、国分寺市、国立市	▲ 10	▲ 1,413
東京都 (区)	0	0		—	—
神奈川県	3	161	横須賀市、鎌倉市、小田原市	3	161
新潟県	1	11	湯沢町	▲ 2	▲ 70
富山県	0	0		▲ 2	▲ 48
石川県	0	0		—	—
福井県	0	0		—	—
山梨県	0	0		—	—
長野県	16	454	長野市、松本市、上田市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市、小海町、南相木村、北相木村、軽井沢町、箕輪町、飯島町、中川村、天龍村、小布施町	▲ 16	▲ 236
岐阜県	1	101	大垣市	▲ 3	▲ 289
静岡県	2	61	熱海市、伊東市	2	61
愛知県	0	0		—	—

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
三重県	2	151	松阪市、鳥羽市	2	151
滋賀県	0	0		—	—
京都府	2	105	城陽市、八幡市	▲2	▲51
大阪府	24	3,390	岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、熊取町	▲1	896
兵庫県	0	0		—	—
奈良県	7	939	奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、安堵町	▲9	▲637
和歌山県	0	0		▲1	▲22
鳥取県	1	32	境港市	1	32
島根県	0	0		—	—
岡山県	1	1	久米南町	0	▲12
広島県	1	369	三次市	1	369
山口県	0	0		▲1	▲201
徳島県	0	0		▲5	▲251
香川県	2	48	坂出市、綾川町	▲1	▲27
愛媛県	0	0		—	—
高知県	6	304	安芸市、四万十市、香南市、香美市、中土佐町、黒潮町	▲2	▲51
福岡県	0	0		—	—
佐賀県	2	68	鳥栖市、基山町	▲4	▲641
長崎県	0	0		—	—
熊本県	2	393	熊本市、荒尾市	▲3	▲6
大分県	12	1,774	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、玖珠町	▲3	▲171
宮崎県	4	417	小林市、日向市、串間市、えびの市	▲2	▲81
鹿児島県	13	2,140	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、南さつま市、奄美市、屋久島町、天城町	▲4	▲231
沖縄県	3	126	石垣市、名護市、うるま市	▲3	▲220
合計	148	13,503		▲69	▲3,498

※1 指定都市を除いた市区町村の状況である。

2 「対前年度比」欄の「—」は、平成21年4月1日時点も「わたり」の制度がなかったことを示す。

3 大阪府の人数には、高槻市の人数を含んでいない。

「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成22年4月1日現在

1 都道府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、熊本県、沖縄県

2 指定都市

浜松市、大阪市、岡山市

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、士別市、石狩市、七飯町、今金町、せたな町、余市町、奈井江町、新十津川町、美瑛町、小平町、美幌町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	北上市、久慈市、釜石市、金ケ崎町
秋田県	秋田市、男鹿市
山形県	米沢市、上山市、村山市、天童市、南陽市、河北町、大江町
福島県	郡山市
茨城県	茨城町
栃木県	佐野市、小山市、真岡市
群馬県	中之条町、東吾妻町
東京都	武蔵野市、小金井市、小平市、日野市、国立市、東久留米市、多摩市
新潟県	上越市
富山県	魚津市、砺波市、立山町
福井県	勝山市、あわら市
長野県	伊那市
滋賀県	竜王町
京都府	木津川市、久御山町
大阪府	池田市、守口市、枚方市、寝屋川市、和泉市、門真市、四條畷市
鳥取県	米子市、境港市、江府町
広島県	呉市、東広島市
徳島県	小松島市、阿南市
香川県	丸亀市、多度津町、まんのう町
高知県	奈半利町、馬路村、大豊町、越知町、大月町、三原村
熊本県	熊本市
大分県	中津市
宮崎県	西都市、都農町
鹿児島県	いちき串木野市、伊佐市
沖縄県	浦添市、沖縄市、恩納村、与那原町